

第 3 回 淡水魚保全のための検討会 議事要旨

【日時】平成 27 年 2 月 18 日（水）13:30～17:15

【場所】環境省第 1 会議室（22 階）

■挨拶

○環境省（小川審議官）：本日はご出席頂き感謝。事業は 2 カ年に渡るが、今年度は今回が最終回。前回は全国各地から保全事例や研究事例を紹介したが、今回は関係省庁からの関係施策を紹介頂き、ご検討頂きたい。最初の年度としてこれまでの検討を踏まえた淡水魚の保全に関する基本認識、課題と対応の方向性までを議論して頂き、年度末に一通りのとりまとめを行いたい。この提言は大きく社会的な対応と技術的な対応の 2 つの対応から成ると考えている。この中で社会的な対応の部分については、淡水魚保全のために地域社会の理解や協力、また関連する制度や関係省庁の施策の活用、それから体制を整備していくことであり、今年度事業の中心的なところ。淡水魚は二次的な自然に生息するものが多いため、淡水魚保全のためには社会的な対応が、何より重要ではないかと考えている。そこで前回までの報告に加えて関係省庁の施策の紹介をお願いしているところ。関係省庁の皆様には、お忙しいところ施策のご紹介に対応頂き、感謝。委員の先生方には忌憚のないご意見を頂き、とりまとめていきたいと考えている。どうぞよろしくお願ひしたい。

（1）関係省庁の施策紹介

1）農林水産省

- 加納委員：「農業農村整備事業における環境配慮」という資料の中には魚道を設置する例も見られるが、地元住民がこのような取組をするためには、どのような方法があるか。
- 農水省（農村振興局）：「農業農村整備事業における環境配慮」の資料の 1 頁目に「環境に係る情報協議会」の設置についてという通知を紹介しているが、国営で土地改良事業を行う場合には「環境に係る情報協議会」を設置することとなっているので、住民がそのような取組をしたいという希望がある場合には、当該協議会で検討していただくことができる。
- 萱場委員：水路を環境配慮型にした場合、費用は追加されることとなるのか、その場合、地元負担が増えることになるのか。
- 農水省（農村振興局）：追加的費用は、事業費に含まれることとなるため地元負担は増える。
- 広田委員：補足させて欲しい。県営の土地改良事業において、例えば、秋田県、岐阜県、滋賀県等、掛かり増し分の費用を県が負担するケースもある。他方で、農業分野以外の者と議論をすると「事業の目的に環境との調和への配慮が入っているのだから、その分の費用は補助金や公的資金の中に既に入っているものであり、そうした補助金や公的資金の中である程度の環境への配慮をするのは当然ではないか」と言われてしまうことがある。そのため、農家負担に跳ね返る部分もあるがやむを得ないところはある。
- 金尾委員：県内で、以前の農地・水保全管理支払から現行の制度に基づく活動に関わっていると、水田に産地不明なメダカを放すなど、生物多様性に配慮していると言いつつも、実際には壊している事例が

- 散見される。知る限りで必要に応じて助言しているが、新しい施策を作る際に、専門家の意見、他省庁、県の事例を含め、生物に関する情報をどれくらい拾っているのか。
- 農水省（農村振興局）：多面的機能支払は全国で約2万組織が活用しているところであるが、制度を運用していくにあたっては第三者委員会を設置して環境関係の専門家に参加頂いている。また、個別の地区の活動については、毎年必ず研修を受けてもらう仕組みとしており、その中に環境のメニューを組み込んでいる。水田魚道の設置や休耕田を活用したビオトープなどの比較的大きな環境保全活動をする場合は、専門家の意見を聞くよう指導をしており、環境保全活動に熱心な組織は積極的に専門家から助言を得たりしている。
 - 千賀委員：土地改良事業施工後、数年経った後、例えば環境に配慮した水路がその機能を維持しているか、その他多面的機能が維持されているか、モニタリングする調査や評価は行っているのか。
 - 農水省（農村振興局）：事業の事後評価という制度はあるが、そのような観点に特化した評価は行っていない。
 - 北村委員：三重県では独自に事前に野生生物の評価をして、配慮した工法で行い、その効果についても事後評価も行っている。
 - 広田委員：岩手県のいさわ南部地区における土地改良事業ではモニタリングと順応的管理をモデル的に実施したと記憶している。「環境との調和に配慮した事業実施のための調査計画・設計の技術指針」の作成に関わったが、非常によくできており、これが十分に適用されること、また、改訂版の作成にも期待したい。
 - 加納委員：農水省から紹介があった制度は農業関係団体が利用していると思うが、大阪で淡水魚の保全活動を行っている団体が利用したり、両者を結びつけるにはどうすればよいか。
 - 農水省（農村振興局）：多面的機能支払については、交付金の対象はいわゆる集落と考えていただければよい。実行組合、農事組合などを含め「活動組織」として交付金の受け皿になる。ただし資源向上支払は農業者だけの組織では交付対象とならないため必ず非農業者が入る必要がある。
 - 萱場委員：既に土地改良事業が行われ単調化した排水路を、修繕・改修する場合にもこの制度は適用できるのか。また、維持管理を行う中で3面張りの区間の一部を環境配慮型に改善するという場合にはどうか。
 - 農水省（農村振興局）：環境との調和への配慮は土地改良事業の原則となっているので、土地改良事業として改修を実施すれば原則が適用されることになるが、維持管理段階での対応はしていない。
 - 農水省（農村振興局）：大規模でない、小さな水田まわりの水路については、多面的機能支払で対応可能。
 - 金尾委員：現状では交付金の終了により活動が止まるケースがかなりある。直接支払を受けていたがその額が減り、苦勞しているところもある。理想は取組みをきっかけに地域の団体もしくは実行団体の方々が自主的にやっていくこと。将来を見据えた工夫、策や展望はあるか。
 - 農水省（農村振興局）：日本型直接支払については、来年度から法律に基づく制度となり、制度としては安心して計画的に取り組んでもらえるものとなると考えている。
 - 渡辺委員：公募型で全体枠があるため、より活動が盛んになった場合、全ての希望に応えられないなど

のケースが出てくる可能性がある。この活動は目的に対応していない、逆にこれは重点的にやってもらうなどの判断・採択はどのように行うのか。うまくいけば良いものに予算的な裏付けを与えながら生物多様性の保全をする動きになる。悪くすれば薄く広いインセンティブの湧かないものになりかねないのでは。

- 農水省（農村振興局）：来年度以降法律に基づく制度となると、市町村の立てる促進計画に基づき各支払を計画的にリンケージしながら進めていく。また、現状、多面的機能支払は、集落でリーダーを決め、会計担当を決める等組織づくりのステップを踏んで支援を受ける仕組みになっているため、手を挙げればどこでもできるのではなく、十分な体制を組むことができた組織が支払の対象となる。
- 渡辺委員：敷居を上げることに良い面と悪い面があり、本当に大事な活動であるのに、そのステップが大変でできないというケースがないように行政的な采配も必要と感じた。

2) 国土交通省、3) 文化庁、4) 環境省

- 加納委員：行政関係の方がいろいろな制度や仕組みを作って頂いている一方で、ここ10年20年で淡水魚の状態はどんどん悪くなっている。その問題点を根本的に解決するには、制度や仕組みを地元住民にとって利用しやすい形にして、自主的に活動に参加していけるようにすることが重要である。地元住民が保全という意識を持ちながら活動に参加できるようにするにはどのようにすればよいのかというこの点を提言に盛り込んでいただきたい。
- 千賀座長：各省庁からコメントがあれば御願いたい。
- 国交省：地域住民の取組とその支援において重要なことは、取組を行う人々がつがる場をつくること。昨年度河川法の改正を行った際、河川協力団体制度を設けた。これは、河川の維持管理だけでなく生き物調査などを行うようなNPOや市民団体を河川協力団体として指定して、一緒に取組を進めようとするもの。ただ、加納委員の御指摘は、こうした団体以外で自主的な活動をしている方に、淡水魚保全のような取組に関わってもらえるか、またその活動をどう評価していくかという視点が必要ということか。
- 加納委員：農家が利益を上げながら保護ができる方向性でないと、活動の持続性はないと考えている。
- 国交省：活動をどのように持続可能なものとするのかという点で各団体が悩んでいるという話をよく聞くところ。河川協力団体の制度で活動に対して河川管理者から委託費用を支払ったり、基金の利用を紹介するなど資金面でのフォローをしているところであるが、一方で重要なのは、後継者の育成など人材面のフォローであり、大きな課題となるのではないか。
- 農水省：活動の主体となるのは農家や地域の方々。その中で重要なのは、合意形成を図ることであり、それがなければ継続性が生じず取組もうまくいかないのではないか。活動の主体となる土地は個人の土地であるケースが多く、個人の了解や地域の合意形成を得ることは非常に大事だと感じる。
- 千賀座長：活動を自立的にできることが理想。アサザ基金のように霞ヶ浦で捕ったブラックバスを堆肥として利用するような取組みを支援する仕組みはないか。霞ヶ浦の上流の林業家が粗朶を河川工事事務所に納入して買い取り、工事の材料に使うという例もあった。このような仕組みができると、保全活動が経済的な動機付けが生じてよいのではないか。
- 国交省：霞ヶ浦の河川事務所では長年そのような取組みを行っていると聞いている。おそらく、直接買

- い取りではなく施工業者に納入し、施工業者がそれを使って施工するということだったと思う。
- 千賀委員：施工業者にやらせるのではなく河川管理者もそれを奨励する形がよいと思う。
 - 加納委員：この取組は、住民と国との協働という理解でよいか。
 - 国交省：安全管理の問題もあり、住民に大きな工事に参加して欲しいということは言いにくい。間伐材を利用したこまかな護岸改修や矢作川の柳枝工の取組など、住民に参加していただき実施している例は各地である。なお、その効果に関する評価は別の問題として残されているが。
 - 萱場委員：種の保存法に基づく生息地等保護区が魚類については1地区しかないが、増やせないか。
 - 環境省（徳田）：環境省としてもかなり少ないと認識している。生息地等保護区に関しては、私有地であることが多く、法律が厳しくなると何もできなくなるのではないかという懸念があり土地所有者の理解を得にくい。また、所有者がわからない土地は整理しないと指定ができず、そういった土地がたくさんある。
 - 環境省（柘）：国内希少野生動植物指定の趣旨は、絶滅寸前となり、種の存続に支障を来す差し迫った事情がある種について、捕獲だけでなく流通の禁止まで含めた厳しい規制を課し、さらに人為的に保護増殖することとセットで、対策をとるというものであり、今回議論していただいている淡水魚については、そうした状況に至る前に提言を含め対応をする必要がある。
 - 金尾委員：種の保存法と各都道府県の希少野生動植物・外来種の指定、また天然記念物など他省庁との関係性はどうか。
 - 環境省（徳田）：都道府県の希少種条例で種を指定しているところもあるが、罰則規定を設けていないところもある。今後、環境省では国内希少野生動植物種の指定を大幅に増やすこととしており、関係省庁や都道府県とは協議、説明をしている。これに対する県の反応は様々。国が指定種にするのであれば県の希少種条例に基づく指定種にする必要はないから解除するという県もあれば、国が指定種にするならば県の希少種条例に基づき合わせて種指定をすることで一層の保全をしたいという県もある。国としては、県と一緒にやっていきたいという話はしている。
 - 加納委員：種指定すると制限及び利害関係が出てくる。保護の目的は地元の子供が自由に捕れるようにすることであるが、対応はできるのか。
 - 環境省（徳田）：保全の結果、個体数が増えてきてレッドリストのランクが下がるなどすれば科学的な根拠がなくなり、種指定を外すという方向になる。
 - 加納委員：子供が参加することによって保全に繋がるかもしれないことに対する配慮はどうか。
 - 環境省（徳田）：種指定することによるメリット・デメリットを比較し、判断する問題だと考えている。
 - 広田委員：営農による管理の中で繁殖・生息してきた種については、保護してしまうことにより農家の方がやってきた草刈り・泥上げなどの作業がやりにくくなり、かえって環境を悪くしてしまう面がある。本当に絶滅しそうな種は厳格な規制が必要だが、農村地域の種は捕ったり食べたり等利用することにより地域で守ろうという雰囲気盛り上がる。水田地域に生息するような淡水魚については違う保護の仕方・枠組みがあっても良いのではないか。
 - 北村委員：三重県の河川を対象とした自然環境保全地域の指定に関わったことがあるが、地域全体を指定すると遊び場所がなくなったり、許可申請の事務処理が煩雑となり、個人的には指定は好ましいと思

わない。地域住民には、条例により規制がかかることにより保全がしづらくなるのではないかという懸念がある。種指定よりも地域の二次的自然を保全する枠組みを作り、その中でがっちり保全するコア部分と、遊べる部分を分けるような仕組みが望ましい。環境省の重要湿地や文化庁の文化的景観の取組みはある程度即している部分はある。農水省にもそういう取り組みがあれば良いと思う。

- 環境省（中島野生生物課長）：種の保存を目的とした法律・県条例に基づく採取捕獲規制は、絶滅寸前に至った種を対象とし、取り急ぎそれを減らさないことを目的とするため捕獲規制を行うもの。一方、自然環境保全法や自然公園法に基づく体系のものは、ゾーニングにより規制をするものであり、例えば、中心に捕獲を禁止する区域を設け、その周りは緩い規制をかけるという形ができる。現場で保全を考える上で、どのような問題があり、それを解決するには、どのように制度を適用するのが最も効果的か考えて行く必要がある。現在では様々なタイプの法制度が用意され、対応がしやすくなっている。
- 環境省（柘）：そもそも、本検討会は二次的自然に生息する淡水魚については、種指定や保護地域の指定により規制しても、必ずしも保全に繋がらないという問題点があるため、この問題をどのように解決していくべきかというところが出発点であった。提言では、淡水魚保全のための全体的な方向性を示すとともに、地域住民や関係者が、いろいろな情報・ツールを活用して淡水魚を保全しつつ、自発的に地域を盛り上げていけるよう、色々な情報を盛り込んでいきたい。
- 環境省（野木）：以前、広田先生が「利用なきところに管理なし」とおっしゃっていたが、開発・捕獲規制は、持続的な自然環境の利用を担保するものではなく、二次的自然環境の維持そのものには貢献しないので、これだけによって、二次的自然に依存する種を保全することは難しい。そうした視点を持って検討を進めて参りたい。
- 北村委員：関係省庁が一堂に会して議論していることを踏まえ、制度を活用しやすい仕組みを協議しながら作り上げていくことが望ましいのではないか。例えば農水省の取組みにおいて、市町村の促進計画作成の段階で計画の中に淡水魚保全のための指針を加えてもらおうと、ホットスポットなどの保全が進みやすいと思う。また、地域の持つ自然やアイデンティティを重視し、文化的景観という側面を加味した計画をたてて活動を行っているところほど、維持管理のマンパワーもあり、利用できる資金が多いということが明らかになってきている。そういう地域が採択されやすい仕組み作りがあれば良いのではないかと。より省庁間の連携の取れた制度の活用・仕組みを検討いただきたい。
- 広田委員：同じく市町村の促進計画には期待をしている。農家の高齢化・人手不足の中で水路・ため池の維持管理に公的資金が投入されたのは大きな意味があり画期的。ただし、運用は注意しなければならない。例えば、農地維持支払において、淡水魚保全の観点からはできれば土水路のまま保全しつつ泥上げを行う人件費について支払いがなされるのが望ましい一方、資源向上支払では施設の長寿命化のために土水路をコンクリート水路に変える取組みにお金を払われるもの。制度の中にアクセルとブレーキがビルトインされている。地元は水路等の維持管理に苦勞をしているので、地元の裁量に任すと管理のしやすさから長寿命化を選択してしまうし、それはやむを得ない。ただ、市町村が促進計画を作るとなれば重要な場所は土水路のまま泥上げしようと言えようになり、一定の歯止めとなる。ただ、課題はどの市町村も必ずしも農村の生態系保全に熱心でないということ。この場には関係省庁・専門家が揃っており、市町村が農村の生態系保全に寄与する形で制度を運用できるよう情報提供や誘導、啓発、

する方策を考えていければよい。このことは、結果として農家の方のためにもなると思う。

- 金尾委員：ニッポンバラタナゴのドビ流しのように二次的自然を維持する地域の営みなどを支えなければ種自体も守れない。維持のための伝統的な価値観と保全の価値観は違うかもしれないが、そういう視点が必要。これらは多面的機能支払でカバーできるものがあるかもしれない。第1回の検討会で対象とする淡水魚を類型化したがる、4省庁が紹介した事例を併せて議論をし、どの事例にどう当てはめれば、効果的なのか、または、デメリットが生じてしまうのかを検討していくことが必要。
- 広田委員：国交省への要望だが、河川の周辺に水田がある場所を圃場整備する際に、農水省と国交省が連携し、河川区域の中の高水敷に疑似田んぼのようなものを作って水田の魚が棲めるようにできないか。水田で生きられるのが一番良いが、なかなかそうもいかない事情がある。
- 千賀委員：その話に関連し、同一種内での遺伝子の多様性は重要で、流域内での移動を可能にすることにより遺伝子の多様性も確保できる面もある。
- 国交省：高水敷の中に湿地的な環境を作るとは技術的には難しくはないように思われるが、創られた場の維持管理の問題については河川整備という範囲では力が及ばないところもある。そのため、地元の方々が自主的に持続的に取り組むことができるような仕組み作りがなされた上で、それら関係者とどのように協力関係を築いていくかが重要となる。また、淡水魚の保全を河川で引き受けて欲しいという単純な話としてではなく、流域のつながり中でどのように保全していくかという観点で考えていく必要があると思う。
- 加納委員：淡水魚を残すことは生物多様性の保全に繋がると確信している。生物多様性は、人の暮らし・文化・歴史・自然・農業といろいろなつながりがあるため、文化的景観もそれらを含めた形で考えて欲しい。
- 文科省：文化財において、遺跡・建物という単発で分割して捉えがちだが、歴史という軸で並べると地域の生活・歴史など連続性の中に位置づけられる。いろいろなことを集まって話す場所は必要だと思う。繋がりで捉えるという姿勢は施策の中で大事にしたい。

（2）淡水魚保全のための提言作成に向けた構成案、スケジュール、基本認識、課題と対応方向について

- 農水省：資料 2-3、2-4 についてまだ若干の未調整の部分の箇所があるということを知りたい。これから基本認識を整理して、提言を検討するという上で各主体が今、何ができていて何ができていないのか、これからできることとできないことは何なのか、ということに関係者がきちんと認識していくことが大事と考えている。農林水産業の環境保全等については、この淡水魚に関わらず環境に配慮した施策で出来る限りのことを取り組んでいる。この点に関係者に理解いただきたい。

資料 2-3 の基本認識について、第一回目の検討会で検討対象魚種について話があったが、やはり明確にした上で議論する必要があると思う。基本認識の検討会の対象魚種を純淡水魚 72 種としているが、この本文の中では「純淡水魚」と「淡水魚」という二つの言葉が使われている。検討会の今後の論点を明確にするためにも用語の使い方を統一していく必要がある。

基本認識全体の中で「水田環境の整備」、「水田」について必要性が強調され、また中心に書かれているが、淡水魚の産卵や繁殖環境に水田を利用する種があるということは十分承知している。しかし、そ

れ以上に河川や湖、沼を生息環境とするものが非常に多いのではないかと考えている。水田のみに焦点を当てて整理するのは若干不適當と感じており、基本認識や提言では河川環境、地域の環境、水田環境、それらをバランスよく客観的に書く必要があるのではないか。全ての生息環境と言うと、河川の上流・中流・下流・河口・湖・沼・池・小川・用水路・水田といろいろあるが、最優先して対策を講じるべきはどこなのか検討していく必要がある。

なお、1頁の下から3行目「縄文時代晩期～」から2頁の上から20行目までの「～1.6万haに及んだ」というところ、3頁の下から1行目「本来の生息地」から4頁の3行目まで、4頁の7行目の「さらには～」、5頁15行目の「日本列島への稲作伝播以来」から5頁26行目「活動への支援」まで、書きぶりについて再考が必要ではないか。また、3頁の下から6行目について、環境保全型農業は淡水魚保全を目的として公共事業を行っているのではなく、あくまでも農業振興のために行っており、その点については誤解を受けないような表現をする必要がある。

素案の最後に「関係機関の連携と実効性のあるプラットフォームの構築」とあるが、実際に淡水魚保全の行動をするのはやはり農家を含めた地域の方々であり、これまでの議論にもあったが地域の方々の合意形成というものが非常に重要。その点を踏まえて検討いただきたい。

資料3-2では、土地改良事業が淡水魚の減少原因であると誤解されかねない表現の修正と、通年の通水確保や水域の確保についても示す必要がある。

細かな点については今後事務局と相談したいと考えており、また検討会で先生方からアドバイスをいただきたい。

- 環境省（野木）：便宜的に、淡水魚と言っているが、検討会の大前提として、二次的自然に依存する平野部の陸水域の淡水魚がおおよそ当てはまるのが、純淡水魚という概念である。純淡水魚という概念は第2回の検討会から使用しているが、もともと72種を検討対象種とすることや、その考え方は当初段階で示しており、今から汽水魚や溪流魚を対象とするという話にはならないと思う。今後、両省間で議論していきたい。
- 金尾委員：検討会の経緯を知らない魚類の関係者や愛好家がこれを見たら、淡水魚とあるので広く捉えてしまうと思う。サケ科魚類が好きな人などは、何故、サケ科は対象じゃないのかと疑問に思うだろう。やはり、何等かの形で、対象魚種について、日本には様々な汽水魚や溪流魚など様々な淡水魚が生息しているけれど、こうした理由で、二次的自然環境の生息する種に絞ったという前段階の説明をしっかりとすると誤解をされないだろう。それがなく、突然、二次的自然に生息する種に絞り込んでしまうと、例えば、パブリックコメントを行った場合、研究者などから多くの指摘を受けると思う。いずれは、溪流魚や汽水魚も対象にするのではないかという含みも持たせながら、二次的自然に生息する種に絞り込んだ理由について整理した方が良い。
- 環境省（野木）：御指摘はもっともであり、我々としても基本認識の背景および目的の部分で整理したいと考えている。名称については、当初は水田魚類など様々な概念を考えていたが、省内をはじめ、多方面から行政の都合で非科学的な名前をつけない方が良いという指摘もあったため、とりあえず「淡水魚」としたという経緯もある。可能であれば提言の題名そのものの見直しも視野に入れて考えたい。
- 渡辺委員：今の説明の点はしっかりやってほしいと思う。一回目の検討会でも、レッドリスト掲載種の

- 数量的な説明が不十分ではないかと指摘したが、思ったようなデータになるかは別として、数量的な強調は重要。今回、フォーカスしているところが重要であるということ、説得力を持って背景及び目的に明記してほしい。言葉の問題として、もっと重要なことがあるのではないか。それは「水田」という言葉。我々は水田というと水田を取り巻く景観として捉えるが、水田というと、田んぼの畦畔の内側としか捉えるのが一般的なようで、例えば「アユモドキが水田を利用する」と言うと、「アユモドキは水田には入らない」、「アユモドキは米を食べるのか」という、そういうレベルで反発を受けることもある。水田とは、周囲の水路や川とのつながり、陸域も含めた景観のことなので、丁寧に説明することが重要。先ほど、農水省さんからも、そのような指摘があったわけですが、我々からすると、人口が多い、都市部には希少淡水魚はほとんどおらず、自然や水域が残っているのは水田、耕作地であるため、自然に水田にフォーカスされ、それが当たり前と思ってしまうけれども、それは我々にバイアスがある。丁寧に説明していくことが重要。水田の概念、位置づけ意味づけを景観としてしっかり描いていくことも重要。
- 環境省（野木）：基本認識 2 頁で、水田・水路・ため池とそのつながりを「水田環境」として文中で説明・用語を統一しているが、これを定義としてもう少し、明確に打ち出していく必要はあると感じている。
 - 渡辺委員：言葉の持つイメージ強いので、誤解を招かないように、項目ごとに都度、「これこれを含む水田環境は～」と説明を記載するなどの工夫が大切である。
 - 広田委員：基本認識の「4 淡水魚の保全において、特に留意すべき事項」について、既に、農業施策の中に様々な環境配慮は入り実施されているため「現行の農業政策や治水・利水政策の中の環境配慮や自然再生施策と連携する」とするべき。今さら「基本的に現行の農業政策や治水・利水対策をふまえて…」と書くと、こういうディフェンシブな書き方は、かえって農業政策や治水・利水対策が環境保全と相容れないと捉えられかねないと思われ、違和感を覚える。その上で、5 ページ目の中程にある「我が国の水田農業が、今後も安定的かつ持続的に営まれ、水田環境が保全されていく」という記述があるが、これが非常に重要。水田農業がなくてはならないということを強調するために前の方へ持ってきて強調するべき。関連して 3（2）目標について、「地域の土地利用における水域の面的確保」とは、地域の土地利用とあるのだから、まさに水田環境の確保のことであるため、抽象的な表現ではなく水田環境や河川環境と表現して良いのでは。水田環境を維持するためには当然稲作が続いていかななくてはならないということを強調した上で、農業政策の環境配慮と連携を取りながら、という表現が良いと思う。ちなみに、先ほどの農水省の発言を聞いて感じたのだが、農水省自身、従来の基盤整備のやり方だと生物多様性を相当損なう面があるということが大前提の認識として、土地改良法の目的に環境配慮事項を入れて、ガイドラインや指針を作る等の取組をしてきたのだから、あまりディフェンシブなことは言わずに、淡々と、その認識を受け入れて進めていった方が良いのではないか。
 - 萱場委員：提言は大変高尚な内容で、格調高くまとまっていくのかなと思っているが、提言により現場がどう変わるかが大事。提言を受けて今後どうしていくのかというロードマップを作る必要がある。格調高い文章をつくるために検討会をしている訳ではなく、絶滅をどう回避するかが重要であるので、そのためにこの提言がどう活かされるのか、その筋道を来年度には議論したい。
 - 渡辺委員：今回、気候変動の話が組み入れられているが、私には文章の意味がわからなかった。「適応

に関する計画」では意味が不明なので、もう少し議論の対象となる表現として欲しい。

- 環境省（野木）：現在の文章は箇条書きの文章なので、章・節を分けて見やすくして、論点を整理し、基礎となる文章は年度内にまとめたいと考えている。その上で、来年度、更に審議していただきたい。
- 渡辺委員：文章は短い方が読みやすいのは確かだが、ただ、日本の国土がどのように発展してきて、その中で淡水魚がどのような変遷を辿ってきたかなど、我々が読んでも意味のある文章になっているので、是非、良い形で活かしていただきたい。

（３）その他

- 文科省：各省庁が淡水魚の保全に資する事業をしている。地域の方の自主的な取り組みをやりたい時にどれが使えるか、我々としてはわかりやすく紹介をしていきたい。事業目的が違ってそれぞれ維持・向上に資するものになるのか、一つ一つ考えていかなければならないと感じた。
- 農水省：今日は施策の説明を行なわせていただき、「農水省もしっかりとやっている」と思っていたけたならば、ありがたい。今日の議論を踏まえて、今後どうしていくかということが重要な課題と考えているので、またアドバイスをお願いしたい。
- 国交省：折角の機会なので、この検討会で議論されていることについて、国交省としても取り組めることがあればしっかり使いたい。環境省、農水省、文化庁と連携して、何か一歩前に進めるような取り組みを一つでも見つけられたら良いと考えているので、引き続き参加して参りたい。
- 千賀座長：今回は遠慮ない意見が出て、それでいてお互いを尊重した議論ができて良かったと思っている。
- 環境省（中島野生生物課長）：本日は様々な活発な議論があり、技術的な課題というよりは、社会的・経済的なしくみ、省庁間の連携、地元の方々と行政が一緒になってどのように同じ方向を向いていくかと難しい議題だと感じている。もともと環境という問題では、相当以前に比べると、それぞれの省庁が様々な施策を行っているが、省庁間の連携はというと、なかなか進まず、成功事例も実はそんなに多くはないのではないかと。常に、環境の問題なんだから、環境省が取り持って各省連携が前に進むように頑張れと言われるのだが、環境省もそのつもりで頑張っているのだけれど、実は、あまり胸に張れる事例はないように思う。今回の検討をはじめるとあっても、難しい問題が出てくることを予想はしていた。しかし、それでも、同じテーブルで本音で議論していけば、少しでも一つでも前に進めることがあるかもしれない。今年度と来年度の２年間で様々な御意見をいただく訳だが、出来上がったものがこの程度かと言われぬよう、検討会の場のほか準備段階でもの各省庁とも議論を重ねて参りたい。

以上